

漁業技能実習事業協議会決定第1号
平成29年12月13日

最終改正：令和2年11月18日漁業技能実習事業協議会決定第1号

漁業技能実習事業協議会組織運営要領

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第54条第5項の規定に基づき、漁業技能実習事業協議会（以下「事業協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

（目的）

第1条 事業協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、構成員の連携の緊密化を図るとともに、漁船漁業及び養殖業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うことを目的とする。

（組織）

第2条 事業協議会の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。

2 事業協議会は、前項に規定するもののほか、必要と認める者をその構成員又はオブザーバーとして加えることができる。

（主宰）

第3条 事業協議会は、水産庁長官が主宰する。

2 水産庁長官は、会務を総理し、事業協議会を代表する。

3 水産庁長官に事故その他やむを得ない事情があるときは、水産庁漁政部企画課長がその職務を代理する。

（事務局）

第4条 事業協議会の庶務は、一般社団法人大日本水産会の協力を得て、水産庁において処理する。

（会議の招集）

第5条 水産庁長官は、毎年度、必要に応じ、構成員及びオブザーバーを招集し、会議を開催する。

2 前項の場合において、水産庁長官は、構成員及びオブザーバーのうち、会議の議事に関係

する者のみを招集することができる。

- 3 構成員及びオブザーバーは、会議の議事に鑑みて適当な者を、会議に出席させる。
- 4 水産庁長官は、会議の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 5 水産庁長官は、やむを得ない事由により事業協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員及びオブザーバーに送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。

(協議等)

第6条 事業協議会は、漁船漁業及び養殖業の実情を踏まえ、次に掲げる取組について協議又は情報共有を行う。

- 一 実習実施者及び監理団体による技能実習生の待遇の確保その他の漁船漁業及び養殖業に特有の事情に応じた固有の基準の設定
 - 二 職種・作業の追加及び複数の職種・作業に係る実習の適正な組合せ
 - 三 不正行為に対する横断的な再発防止策
 - 四 構成員に対する必要な情報の提供その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組
- 2 会議において構成員はオブザーバーの意見を求めることができるほか、オブザーバーは自ら意見をすることができる。

(議事の公開等)

第7条 会議は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨を公表する。

(雑則)

第8条 この運営要領に定めるもののほか、事業協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、事業協議会において定める。

(別紙)

漁業技能実習事業協議会構成員及びオブザーバー

【順不同】

1. 構成員

(監理団体・実習実施者の関係者)

一般社団法人大日本水産会
一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会
全国漁業協同組合連合会
全国金目鯛底はえ縄漁業者協会
一般社団法人全国いか釣り漁業協会
海士町
一般社団法人全国まき網漁業協会
一般社団法人全国底曳網漁業連合会
全国かじき等流し網漁業協議会
一般社団法人日本定置漁業協会
全国さんま棒受網漁業協同組合

(技能実習生の関係者)

全日本海員組合

(事業所管省庁)

水産庁
農林水産省経営局

2. オブザーバー

出入国在留管理庁
厚生労働省人材開発統括官
国土交通省海事局
外国人技能実習機構
公益財団法人国際人材協力機構
一般社団法人全国海水養魚協会